

西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が規定する公共交通不便地域を含む一定のまとまりある地域において、地域住民が生活移動手段の確保を目的として主体的に取り組む乗合交通（以下「コミュニティ交通」という。）の導入可能性を検証するため行う試験的な運行（以下「試験運行」という。）に対して支援するため、試験運行及び試験運行の円滑な実施に必要な事務（以下「試験運行関係事務」という。）に係る経費に対する補助金を交付すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の取扱いに関する規則の適用)

第2条 補助金の交付等に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たした団体とする。

- (1) 市が規定する公共交通不便地域を1箇所以上含む地域において、コミュニティ交通の導入検討を主体的に実施する意志を有するとともに、当該コミュニティ交通に係る地域の自治会及び町内会等の地縁団体、並びにその他関係する団体の同意を得ていること。
- (2) 団体規約を定めていること。
- (3) 営利を主たる目的としないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的としないこと。

(補助金)

第4条 補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 試験運行損失補助金（以下「損失補助金」という。）
 - (2) 試験運行関係事務経費補助金（以下「事務補助金」という。）
- 2 前項各号に掲げる補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。
 - 3 算定された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - 4 補助金の額が予算を上回った場合は、当該上回った部分については補助金を交付しない。
 - 5 補助対象者が交付を受けることのできる事務補助金の額は、1会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）につき30万円までとする。

(補助対象期間)

第5条 損失補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第9条第1項の規定により市長が認定した試験運行に係る運行計画（以下「試験運行計画」という。）に基づく試験運行を開始した日から、試験運行が完了、又は廃止した日までとする。ただし、試験運行を一時的に休止した期間は、損失補助金の補助対象期間に含まない。

- 2 前項の規定にかかわらず、損失補助金の補助対象経費のうち、市長が特に必要と認めたものは、当該経費の補助対象期間を、第9条の規定による試験運行計画の認定日から、試験運行が完了、又は廃止した日までで定めることができる。
- 3 事務補助金の補助対象期間は、第12条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し市長が事務補助金の交付を決定した日から、当該交付決定に係る試験運行が完了若しくは廃止した日、又は事務補助金の交付を決定した日に属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、当該試験運行が、事務補助金の交付を決定した日に属する会計年度の翌会計年度の初日以降も引き続き実施される場合、当該日以降に、新たに第11条に規定する事務補助金の交付申請をすることを妨げない。
- 4 前3項に規定する期間のうち、試験運行を実施する地域において、第17条の規定により損失補助金の交付決定を受けた試験運行を初めて開始した日の翌日から起算して3年を経過した日以後の期間は、各補助金の補助対象期間に含むことができない。ただし、当該期間が経過した後、試験運行を実施した地域の状況及び社会情勢の変化等により、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(試験運行の方法)

第6条 申請者は、試験運行における旅客の運送を、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に該当する事業を営む者に行わせなければならない。

- 2 申請者は、試験運行の実施に際し、旅客の運送を行う者（以下「事業者」という。）及び市と、それぞれの役割等を定めた協定を締結するものとする。

(試験運行計画書の策定)

第7条 申請者は事業者と協力して、試験運行計画を策定しなければならない。

- 2 試験運行計画には、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。
 - (1) 目的に関すること。
 - (2) 運営主体及び運行事業者に関すること。
 - (3) 運行期間及び運行ダイヤに関すること。
 - (4) 運行便数、路線及び停留所に関すること。
 - (5) 運行車両に関すること。
 - (6) 運賃に関すること。
 - (7) 収支計画及び目標に関すること。

(8) 安全対策及び事故等緊急時対策に関すること。

(9) 広報・利用促進等の活動に関すること。

(10) 協賛金募集活動に関すること。

(11) その他試験運行関係事務に関すること。

(12) 既存の公共交通機関、その他関係機関等との調整状況に関すること。

2 試験運行計画は、原則として次の各号に定める条件を全て満たさなければならない。

(1) 運営主体は、申請者であること。

(2) 地域住民又は地域の協賛団体等の協力を得ながら、利用促進活動を行うものであること。

(3) 既存の公共交通機関の運行、利用者及び運行目的等と重複しない路線設定を行うこと。

(4) 利用者が適正な運賃を負担するものであること。

(5) 既存の公共交通機関、その他関係機関等との合意が得られたものであること。

(試験運行計画の申請)

第8条 申請者は、試験運行を実施する前に、試験運行計画認定申請書(様式第1号)を作成し、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の構成員名簿

(2) 団体規約

(3) 試験運行計画を記載した書面

(4) 第3条第1号に掲げる事項を証する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(試験運行計画の認定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その内容について適当であると認めるときは、試験運行計画認定通知書(様式第2号)によりその旨を通知する。

2 市長は、前項の規定による認定を行うに際し、必要と認めるときは、申請者及び事業者と協議のうえ、試験運行計画の内容について補正を求め、又は補助金の交付について条件を付することができる。

3 第1項の規定による審査の結果、その内容について不適當であると認めるときは、試験運行計画不認定通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(試験運行計画の変更等)

第10条 前条第1項の規定により試験運行計画の認定を受けた者は、当該試験運行計画に係る内容を変更し、試験運行を一時的に休止し、休止した試験運行を再開し、又は試験運行を廃止しようとするときは、あらかじめ試験運行計画変更等承認申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その内容について適当である

と認めたときは、試験運行計画変更等承認通知書（様式第5号）によりその旨を通知する。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による申請があった場合において準用する。

（事務補助金の交付申請）

第11条 申請者は、事務補助金の交付を受けようとするときは、試験運行等補助金交付申請書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）試験運行計画認定通知書の写し
- （2）試験運行関係事務に係る収支計画書
- （3）試験運行関係事務の内容及び予定数量を示した内訳書
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事務補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、事務補助金の交付を決定し、試験運行関係事務経費補助金交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を通知する。

2 前項の規定による審査の結果、その内容について不相当であると認めるときは、事務補助金の不交付を決定し、試験運行等補助金不交付決定通知書（様式第8号）によりその旨を通知する。

（事務補助金の概算払）

第13条 事務補助金の交付については、市長が特に必要であると認めるときは、概算払の方法により交付できるものとする。

2 前項の規定により、概算払の方法により事務補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の規定による通知を受理した日以降、速やかに試験運行関係事務経費概算払請求書（様式第9号）に試験運行関係事務経費補助金交付決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（試験運行関係事務の実績報告）

第14条 第12条第1項の規定による交付決定を受けた者は、事務補助金の補助対象期間が終了した日から30日以内に、試験運行関係事務実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）試験運行関係事務に係る収支決算書
- （2）補助対象経費に係る収入及び支出を証する書類
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事務補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、事務補助金の額を確定し、試験運行関係事務経費補助金額確定通知書（様式第11号）によりその旨を通知する。この場合において、第13条の規定により概算払の方法により交付した事務補助金があるときは、確定額を超える部分の事務補助金の返還を命ずるものとする。

(試験運行の実績報告及び損失補助金の交付申請)

第16条 申請者は、試験運行計画に基づき実施した試験運行を完了又は廃止し、損失補助金の交付を受けようとするときは、試験運行等補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 試験運行計画認定通知書の写し
- (2) 試験運行に係る損益計算書
- (3) 試験運行の運行日数、運行回数、利用者数その他の事項を記載した実績報告書
- (4) 事業者との間で締結した試験運行に係る契約書の写し
- (5) 事業者及び市との間で締結した試験運行に係る協定書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(損失補助金の交付決定及び額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、損失補助金の交付を決定、及びその額を確定し、試験運行損失補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（様式第12号）によりその旨を通知する。

2 第12条第2項の規定は、損失補助金の不交付を決定する場合において準用する。

(補助金の交付請求)

第18条 第15条及び前条の規定により、補助金の確定通知を受けた者が、補助金（第13条の規定により概算払の方法により交付した補助金を除く。）の交付を受けようとするときは、試験運行等補助金請求書（様式第13号）に各補助金の額の確定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の条項に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を当該補助の対象となる活動以外の用途に使用したとき。

(4) 試験運行を実施する見込みがなくなったとき。

(5) 補助対象経費の執行方法が不相当と認められたとき。

(6) その他補助金を交付することが適当でない事由があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、試験運行等補助金交付決定取消通知書（様式第14号）によりその旨を通知する。

3 前2項の規定は、第15条及び第17条第1項の規定により補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、試験運行等補助金返還命令書（様式第15号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第15条の規定により事務補助金の額を確定した場合において、第13条の規定により概算払の方法により交付した補助金があるときに、確定額を超える部分の事務補助金の返還を命ずる場合について準用する。

(住民への周知)

第21条 交付決定者は、自らが行ったコミュニティ交通に関する活動の内容、並びに当該活動及び試験運行に係る収支状況を、定期的に地域住民に周知するように努めなければならない。

(関係書類の整備)

第22条 交付決定者は、補助金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整理し、補助金交付決定日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年間これらを保存しなければならない。

(状況報告及び調査等)

第23条 市長は、補助金の適切な執行を図るため必要があると認めるときは、補助金の交付を受けて行う活動の状況、過去の実績等を交付決定者及び事業者に報告させるとともに、関係書類等の提出の要求をすることができる。

2 交付決定者及び事業者は、前項に規定する報告、及び関係書類等の提出の要求があったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年1月31日から実施する。
- 2 改正後の第4条から第6条まで、及び別表の規定は、この要綱の実施日において現に第9条の規定による認定を受けて実施している試験運行及び試験運行関係事務について適用する。

別表（第4条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額 (千円未満切捨て)
試験運行損失補助金	試験運行における旅客の運送を実施するために必要な、次に掲げる費用の合計額。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転士等人件費 ・ 燃料油脂費 ・ 車両修繕費（点検費含む） ・ 保険料 ・ 車両減価償却費等 ・ 租税公課費 ・ 一般管理費 ・ その他市長が必要と認める経費 	補助対象経費から、運賃、協賛金、その他試験運行における旅客の運送に係る収入を減じて得た額。
試験運行関係事務経費補助金	試験運行関係事務を実施するために必要な、次に掲げる費用の合計額。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議運営費 ・ 旅費 ・ 通信費 ・ 広報誌等の作成及び配布に要する経費 ・ イベント等の開催に伴う会場使用料及び講師謝金 ・ その他市長が必要と認める経費 	補助対象経費から、協賛金その他試験運行関係事務に係る収入を減じて得た額。

備考

試験運行損失補助金の補助対象経費中、車両減価償却費等とは、試験運行における旅客の運送に使用する車両の減価償却費及び当該車両の購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）をいう。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印

試験運行計画認定申請書

コミュニティ交通の試験運行計画の認定を受けたいので、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 試験運行を実施する地区

2 予定する運行期間

以上

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行計画認定通知書

年 月 日付で認定申請のあった試験運行計画について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記条件を付して、当該計画を認定したことを通知する。

記

1 認定に際しての条件 有り 無し

2 条件有りの場合、その内容

以上

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行計画不認定通知書

年 月 日付で認定申請のあった試験運行計画について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第9条の規定により、以下の理由から当該計画を認定しないと決定したことを通知する。

- ・ 認定しないと決定した理由

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印

試験運行計画変更等承認申請書

年 月 日付西交政指令第 号にて認定された試験運行計画について、変更等を行いたいので、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第10条の規定により、下記の通り承認を申請します。

記

1 申請区分 計画変更 運行休止 運行再開 運行廃止

2 申請内容

3 申請理由

4 変更等の予定日

以上

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行計画変更等承認通知書

年 月 日付で承認申請のあった試験運行計画の変更等について、西宮市
コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第10条の規定により、下記条件を付して、
当該変更等を承認したことを通知する。

記

1 承認に際しての条件 有り 無し

2 条件有りの場合、その内容

以上

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印

試験運行等補助金交付申請書

年 月 日付西交政指令第 号にて認定された試験運行計画に係る補助金について交付を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

- 1 申請する補助金の種類 試験運行損失補助金
 試験運行関係事務経費補助金

- 2 申請する補助金の額 試験運行損失補助金
金 円
 試験運行関係事務経費補助金
金 円

以上

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行関係事務経費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった試験運行関係事務経費補助金について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第12条の規定により、下記の通りその交付を決定したことを通知する。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 特記事項

以上

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行等補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった試験運行等補助金について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第 1 2 条及び第 1 7 条第 2 項の規定により、下記の通り当該補助金の不交付を決定したことを通知する。

記

- 1 不交付を決定した補助金の種類 試験運行損失補助金
 試験運行関係事務経費補助金
- 2 不交付を決定した理由

以上

年 月 日

西宮市長様

請求者 住所
名称
代表者氏名 印

試験運行等関係事務経費概算払請求書

年 月 日付西交政指令第 号にて交付決定のあった試験運行関係事務経費補助金について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第13条の規定により、下記の通り概算請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 請求金額 金 円

3 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

以上

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印

試験運行関係事務実績報告書

年 月 日付西交政指令第 号にて交付決定のあった試験運行関係事務経費補助金について、補助対象期間が終了したので、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記の通りその実績を報告します。

記

1 補助対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
2 補助対象経費の合計	金	円
3 収入の合計	金	円
4 差額（2から3を減じた額）	金	円

以上

様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行関係事務経費補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった試験運行関係事務経費補助金について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、次の通りその額を確定したことを通知する。

・ 補助金交付確定額 金 円

西交政指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行損失補助金交付決定通知書及び額の確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった試験運行損失補助金について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、下記の通りその交付を決定するとともに、その額を確定したことを通知する。

記

1 補助金交付決定額及び確定額 金 円

2 特記事項

以上

年 月 日

西宮市長様

請求者 住所
名称
代表者氏名 印

試験運行等補助金請求書

年 月 日付西交政指令第 号にて額の確定があった試験運行等補助金について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第18条の規定により、関係書類を添えて下記の通り請求します。

記

1 請求金額 金 円

内訳： 試験運行損失補助金 金 円

試験運行関係事務経費補助金 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

以上

西交政命令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した試験運行等補助金について、西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第19条の規定により、下記の通り当該補助金の交付の決定を取り消したことを通知する。

記

1 取り消した補助金の種類及び金額

試験運行損失補助金 金 円

試験運行関係事務経費補助金 金 円

2 取り消した後の補助金の種類及び交付決定額

試験運行損失補助金 金 円

試験運行関係事務経費補助金 金 円

3 取り消した理由

以上

西交政命令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行等補助金返還命令書

西宮市コミュニティ交通試験運行等補助金交付要綱第20条の規定により、下記の通り既に交付した試験運行等補助金の返還を命ずる。

記

1 返還する補助金の種類及び金額

試験運行損失補助金 金 円

試験運行関係事務経費補助金 金 円

2 返還期限

年 月 日

3 特記事項

以上